

公益社団法人フードバンクかながわ役員の報酬等及び費用に関する規約

(目的及び意義)

第1条 この規約は、公益社団法人フードバンクかながわ(以下「この法人」という。)の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とくし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規約に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 この法人の理事及び監事は無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規約をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廢)

第6条 この規約の改廢は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

(補 則)

第7条 この規約の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年 3月11日から施行する。

平成30年10月17日改定（公益認定）